平成２５年（フ）第５３７号
神戸市長田区丸山町２丁目１番16号ハイツ野瀬３号、従前の住所神戸市長田区堀切町15番18号
債務者　大岡　伸也
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６１１号
神戸市須磨区西落合４丁目１番243―503号
債務者　武下　直美（旧姓森本）
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６３８号
神戸市長田区六番町４丁目１番地の11　市住36―402号
債務者　大屋　早苗
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４０６号
兵庫県尼崎市瓦宮１丁目14番14号
債務者　松元　妙子
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４３０号
兵庫県尼崎市築地４丁目１番４―201号
債務者　渡邊　晴美
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４８４号
兵庫県尼崎市口田中１丁目９番７号、前住所埼玉県秩父市宮側町７番６号
債務者　黒沢　　章
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４９８号
兵庫県尼崎市武庫元町１丁目33番７―303号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘６丁目２番５号　メゾン南武庫204Ｄ室
債務者　山本こと　李　　泰子
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４０５号
高知市上町３丁目12番20号　ウェルライフ上町、住民票上の住所高知市北本町１丁目４番20号　ファースト北本町605
債務者　篠原　達徳
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６４号
群馬県桐生市菱町１丁目3401番地の１　県営71号
債務者　田村小百合
1　決定年月日時　平成25年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第２５７号
新潟市中央区弁天橋通１丁目11番15号、前住所新潟市東区津島屋４丁目129番地２
債務者　齋藤　英男
1　決定年月日時　平成25年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５８号
新潟市中央区弁天橋通１丁目11番15号、前住所新潟市東区津島屋４丁目129番地２
債務者　齋藤利津子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５９号
新潟市中央区弁天橋通１丁目11番15号、前住所新潟市東区津島屋４丁目129番地２
債務者　齋藤　徹也
1　決定年月日時　平成25年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７０号
石川県野々市市粟田１丁目55番地　シェモアＡＮ203号室、従前の住所石川県野々市市本町４丁目21番５号
債務者　黒﨑　正美
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２８２号
石川県河北郡津幡町字太田は32番地３　フォーブル太田101号、従前の住所金沢市鞍筒町ニ６番地39
債務者　杉岡　誠徹
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２８３号
金沢市泉本町４丁目23番地３　グランネスル泉本町308号室
債務者　松本　博人
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２８６号
石川県かほく市白尾カ79番地15
債務者　今村　順子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　金沢地方裁判所